

第32回寝屋川市障害者計画等推進委員会 要旨

日 時 平成26年12月18日 14:00～15:45
場 所 市立保健福祉センター 4階健康指導室
出席委員 上田委員 大澤委員 大西委員 岡部委員 岸谷委員 朽見委員 後藤委員
天正委員 富田委員 仲井委員 中島委員 馬場委員
榊田副委員長 村井委員 森下委員 山村委員 吉本委員（名簿順）
欠席委員 北野委員長 濱吉委員（名簿順）

**北野委員長が欠席のため、榊田副委員長に議事進行を依頼した旨を報告
手話通訳者の紹介**

1 開会あいさつ（榊田副委員長）

本日は北野委員長に代わり、議事進行をさせていただく。本委員会に参加して8年目に、このようなことになるとは思わなかった。つたない議長だが、ご協力をよろしく願います。

会議の時間が14時からに変更になり、みなさんお忙しいなか、15時45分ぐらいに終了したいので、重ねてご協力をお願いします。

なお、本日は、第4期の障害福祉計画の策定にあたり、委員のみなさんからご意見をいただく最後の機会になる。

会議成立の報告

傍聴人についての報告

資料の確認

2 案件審議

（1）障害福祉計画（第4期計画）（素案）（案）について

（事務局 資料に基づき説明）

[補足事項]

- ・素案は用語説明などに不十分な点があるが、計画書では資料として記載する。
- ・新たに障害者総合福祉法の対象となった難病の人のサービス見込量は、府の指針に沿って算出していないが、利用実績のデータを蓄積し、PDCIサークルのなかで施策等に活用していく。
- ・本日のご議論を受けて素案を修正し、来年2月にパブリックコメントを実施する予定である。ご意見をふまえて計画の修正を行い、府との法定協議を経て、3月下旬に計画を決定する。

（榊田副委員長）

素案について、意見や質問はないか。

（大西委員）

素案には、障害者が地域で生活するうえでの課題が随所に出ている。「災害時・緊急時の支援体制の充実」の「地域での支援体制の充実」の項に、避難行動要支援者名簿について書かれているが、校区ごとの地域協働協議会で防災訓練を行う場合、地域には障害児者の名簿がないのですすめられない。私の校区では悉皆調査を行ったが、障害についてはきちんと書かれていないので、要支援者の名簿に基づいて校区ごとに責任者を決め、その人に連絡すれば校区内の障害者に伝達ができるしくみを、27年度にぜひつくってほしい。ひとり暮らし高齢者は民生委員が毎年調査を行っているので、私の自治会ではそれを基に班に分けて、最低月1回の見守り活動を行っている。しかし、障害者の調査は個人情報問題があるので、市でなければできな

い。地域での体制づくりを市にすすめてもらい、それに基づいてどのようにするかを各校区で検討したいので、27年度の初頭にやってもらい、3年間で福祉委員会や自治会で取り組まないといけないと思う。

(事務局)

避難行動要支援者名簿については、障害福祉室、高齢介護室、危機管理室が合同で作成しており、10月1日現在で対象者をリストアップして、11月18日に同意書を郵送し、返送されたものを現在整理している。今後、来年6～7月に消防、自治会、校区の自主防災協議会で希望されるところに、同意を得た方の名簿をお渡しし、来年度以降も毎年行っていく予定である。

(朽見委員)

同意書の送付について、18歳以上などに限定せずに迅速に行ったことは評価しているが、グループホームに入居している私の子どもには来ていない。グループホームや入所施設の人は事業所が対応するので、高齢者も含めて同意書を送っていないと聞いたが、障害者のグループホームには夜間の支援がないところもあり、地域の人に見に行っていただくのがいちばん早いので、同意書が必要だと思う。それが難しいのであれば、せめてグループホームがあることを、地域に知らせてほしいので、障害福祉室から危機管理室に伝えて検討してほしい。

また、福祉避難所について、協定は結んだが、内容の協議はしていないと聞いた。東日本大震災の話聞いても福祉避難所の役割は重要であり、よりどころにしたいと思うので、施設協議会と早急に話しあいをしてほしい。

(山村委員)

大西委員のご指摘も大きな課題であり、私も同意書を返送した。福祉避難所については、施設協議会でもおおいに議論になっているが、障害者団体協議会や各団体ではどのような議論がされているかもお訊きしたい。

(仲井委員)

障害者団体協議会として取り組んでおり、身体障害者福祉会でも障害者団体協議会と相談して、これから取り組みたいと考えている。

(岸谷委員)

障害者団体協議会では5～6年前に問題提起し、今年度はアンケート調査を実施して、関係機関にも配布した。システムはもちろん必要だが、実際にどこにどういう障害児者がいるのかを地域の民生委員や自治会長が把握し、動いていただくことが必要だと思う。寝屋川市は、問題提起するといつも前向きに取り上げてもらえるので感謝しているが、そうしたことを徹底しなければ、良いシステムをつくっても実践できない状況が、まだある。個人情報の問題もあるが、生命がいちばん大事なので、そのようなことが実現すればもっと良い寝屋川市になると思う。障害者団体協議会としてはアンケートをまとめた段階で、具体的に何をやるということではないが、施設協議会とも交流し、それぞれの立場で必要なことを把握していきたいと思う。

(山村委員)

大西委員が指摘されたように、どこに誰がいるかをきちんと把握しておくことが必要なので、私はおおいにオープンにしてもらってよいと回答した。せめて、そうした人だけでも地域に知らせてほしい。

(事務局)

避難行動に支援が必要な人のリストはすでに作成し、地域に提供するための同意をいただく作業をすすめており、来年6～7月ぐらいに提供する予定である。

(山村委員)

リストは、どのような人が対象になっているのか。

(朽見委員)

療育手帳A、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級の人を対象だと説明を受けたが、知的障害があっても自力で移動ができる子どもの親は、どう回答するか悩んでいる。

地域とのつながりの状況によっていろいろな考え方の人がいるが、親の会としては、大事なことなので回答するよう呼びかけている。

避難所に行ってから支援について、前回の委員会では避難所マニュアルを作成していると聞いたが、先日の危機管理室との懇談で、日中活動の場で被災した場合は事業所で対応してほしいと言われた。知的障害のある人が非常時にどのような行動をするかは、親でもわからない部分があるので、その場で対応できるよう、事業所のなかでマニュアルをつくってほしいと思う。あわせて、福祉避難所の協定の内容について、市と事業所で確認してほしい。また、昨年度の当委員会で、サービス等利用計画のなかでも災害時の対応について検討すると聞いており、少しずつ話しあいを重ねて、問題解決に向かう方向になればよいと思っている。

(馬場委員)

私の子どもは他市のグループホームで生活しており、同意書は届いていないが、こうした情報はぜひ伝えてほしいと思う。また、名簿については希望する地域に渡すという説明だったが、希望しない地域には渡さないのか。

(事務局)

危機管理室からは、消防、自治会、校区自主防災協議会に渡すが、受け取りを強制するわけではないと聞いている。

(大西委員)

24の小学校区のそれぞれ自主防災協議会や校区福祉委員会があるが、一律ではない。地域協働協議会ができていない校区もあり、温度差があるが、それはしかたないことなので、希望しないところに渡しても難しいと思う。

(馬場委員)

その点は理解した。2～3年前に岩手県に見学に行ったときに、頻繁に避難訓練を行っていた事業所ではそれを地域の人が見ている、震災のときにも中学生が支援してくれたので、一人も死者が出なかったと聞き、地域に知ってもらうには行動で示すことが大事だと感じた。

(後藤委員)

会議時間の制約もあるので、全般的なことで意見を述べたい。私は寝屋川市域でワーカーもしていて、状況がわかっているので、この素案はよくできていると思ったが、保健所内でいろいろな目線で見てもうとさまざまな意見が出たので、お伝えしたい。

市民目線でみると、新規や重点で何をすることがわかりにくいので、見出しを付けてほしいという意見が出た。また、寝屋川市では自立支援協議会が活発に活動されており、「自立支援協議会で検討・推進します」という表現が多く使われているので、各部会などの内容を整理して書いてほしいということや、既存事業を充実する事項については、実施している事業の状況や、できていない部分について自立支援協議会のどの部会で検討するかを書けばわかりやすいということも、意見を聞いてなるほどと思ったので、もうひと工夫をお願いしたい。

成果目標として「地域移行推進体制の充実」があげられているが、精神科病院からの地域移行では高齢の人が多くなっており、介護保険サービスの利用を必要とする人も多いので、高齢介護の領域との連携をすすめるということ、記述してもらえるとよいと思う。

また、難病の人について、数値目標は示さないことの説明は理解できたが、書いていないと忘れられてしまうので気になる。保健所では、医療費助成の受給者証を発行している人の人数や介護保険の利用状況などの情報を提供しているので、そうした状況や、今後の取り組みの考え方など、何らかのかたちで記述してほしいと思う。来年1月1日から総合支援法の対象疾患が151に拡大されるが、医療助成の受給者証がない人も対象なので、相談をきちんと受ける体制をつくるなど、もう少し積極的な文言を入れてほしい。

障害児についても、療育はしっかり書かれているが、医療的ケアが必要な障害児のことは、あまりはっきり書かれていない。これから障害児部会ができるなかで検討してもらえと思うが、もう少し具体的に書いてほしい。

(事務局)

新規や重点として取り組むことについては、全体的な見やすさを考えて検討したい。自立支援協議会の各部会等の内容については、用語説明などとあわせて資料編に記載するよう検討する。高齢の精神障害者の地域移行における介護保険との連携については、高齢者保健福祉計画でも検討中であり、調整して検討する。難病についてはデータを蓄積し、当委員会で取り上げていきたいと考えているが、計画に記載するのは難しい。

(後藤委員)

今後は取り組んでいくということが、もう少しわかるように検討してほしい。

(事務局)

難病のある人が障害福祉サービスの対象になり、対象疾患も広がるという状況をふまえてどうするかを、委員のご意見もふまえて検討したい。

(富田委員)

来年4月に介護保険制度が改正され、要支援の人へのサービスの多くが市町村事業に移行する。私は、40～64歳だが介護保険の対象となる疾病があり、障害福祉サービスと介護保険のサービスを併給されている人を何人か支援させてもらっているが、この半年ぐらいの間で、要介護認定が大変厳しくなった。要介護2～3だった車いす常用者が要支援2と判定されることが多く、来年4月からは、障害福祉サービスが利用できなければ、ホームヘルプ等のサービスが受けられない事態になる。これまでの障害福祉サービスと介護保険サービスの併給のルールは、障害支援区分が重く、介護保険サービスでは足りない人に障害福祉サービスをプラスするかたちのため、要支援の人へのサービスの上乗せはできなかったが、これを見直さないと、かなりの人が困ると予測される。要介護認定の変更で生活が成り立たない人が出てきているので、障害福祉室も危機感をもち、高齢介護室とも調整して、制度の運用を見直してほしい。また、介護保険を優先するというルールについても、ケースバイケースで対応する自治体も増えているので、重度訪問介護や行動援護を利用している人は、介護保険の対象となる年齢になったときにも継続して利用できるなど、工夫すればよいと思う。

また、現在、障害福祉サービスや日常生活用具給付等事業は、状態が固定化した身体障害の人を想定して運用されているが、難病の人は状態が大きく変動する場合があります、対応できないケースが出てきている。来年1月の難病医療法の改正にともない、自治体で柔軟に見直すことができるという国の通達が出ているので、寝屋川市でも要綱の見直し等でぜひ対応してほしい。

(事務局)

要介護認定は全国一律の基準で行っており、厳しくなったという状況は、個別ケースを見て検証する。要支援の人へのサービスが地域支援事業に移行するが、29年度までの経過措置がある。本市では当面は現行の訪問介護、通所介護を使えるようにしながら、多様な主体によるサービスを選択肢として加える体制をつくっていくよう考えており、サービスを利用される方が不利益を被ることのないように、検討をすすめていきたい。

(榊田副委員長)

要介護認定のソフトは、何年ごとに更新されるのか。ソフトの判定が厳しくなると、認定審査会で個別の事情を汲んで考えても変えることが難しいので、その点についても調べてほしい。

(事務局)

難病で症状が変化する方からの相談は、窓口でもお聞きしている。日常生活用具は市町村事業なので、ご意見をお聞きして柔軟に検討していきたい。

(朽見委員)

成果目標として「福祉施設からの地域移行者の増加」と「施設入所者の削減」があげられているが、地域の受け皿はグループホームしかない。機関・団体の意見（ワークシート）でも、入所施設やグループホームも含めた住まいの問題が提起されており、希望者はどんどん増えているがグループホームが増えないという現状のなかで、国の施策はわかるが、現実には非常に

厳しい問題だと感じる。委員のみなさんのご意見もお聞きしたいが、私は不安に思っている。

(事務局)

地域移行は国の方針であり、国の基本指針に基づく府の考え方が示されているので、計画としてはこのようになるが、居住支援の重要性は認識しており、グループホームの整備に対する支援方策を検討するよう記載している。施設に入所されている方の実態をきちんと把握し、地域で暮らしていくために何ができるかを、いろいろなご意見をいただきながら検討したい。

(朽見委員)

グループホームの建設を検討している事業所は多いが、地域の反対が多いという現状がある。寄宿舎のように思われてなかなか広がらず、社会資源が少ない状況なので、意見交換しながら、いっしょに考えたいと思う。

成年後見は、法人後見も含めてすすめていくということだが、寝屋川市で実施している法人があるのか。また、成年後見利用支援事業は、どのような内容なのか。

(事務局)

成年後見利用支援事業は、2親等以内に成年後見の申立ができる親族がいない人を市長が申し立てる制度で支援する場合に、後見等の報酬が支払うことができない人への助成を行う事業である。

(朽見委員)

ライフステージを通じた療育体制のイメージ図で、児童発達支援事業の枠にあかつき・ひばり園が書かれているが、児童発達支援センターがあかつき・ひばり園ではないのか。また、障害福祉課は障害福祉室の間違いである。

障害児の相談支援の中心になるのは、療育相談室という理解でよいか。

(事務局)

相談支援については、療育相談室と並列するかたちで相談支援事業の指定を受けて実施しており、中身が重なる部分もあるが、相談支援事業所としての活動になる。また、あかつき・ひばり園は児童発達支援センターである。

(朽見委員)

市の子ども・子育て支援事業計画をホームページで見たが、障害児支援もしっかり入れてもらっているので、連携を取りながらすすめてほしいと思う。

自立支援協議会に障害児部会を設置すると書かれているが、どういうイメージなのか。

(事務局)

障害児部会は、児童の発達支援と教育の関係機関が集まる部会として、すすめていければと考えている。また、放課後等デイサービスの状況把握や検討の場として、事業所の連絡会を設置したいと考えている。

(朽見委員)

障害児部会のなかに、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、サポート手帳などのグループができると考えればよいか。障害児支援は来年度から大きく変わるので、しっかり考えてほしい。また、放課後等デイサービスの事業所がかなり増えて、事故やケガも多いと聞いているので、そうした問題が軽減されるように内容を把握してほしい。

基幹相談支援センターについて、基幹相談支援センター等機能強化事業では、専門的な指導・助言や人材育成も含めて委託するのか。

(事務局)

機能強化事業を委託している事業所の役割として、地域のネットワークの構築も担ってもらっており、そのひとつとして、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所のスキルアップや計画作成への指導、困難ケースの対応における事業所への支援や指導も含めている。

(朽見委員)

計画相談支援が今年度中に全員に作成できるかが不安である、順調にすすめてほしい

が、他市の事業所に通所している人や計画相談支援を行っていない事業所を利用している人はどうするのか。

(事務局)

他市の事業所を利用している人には、事業所で計画相談支援を実施しているかや、その市でどのように対応しているかを把握し、可能であれば作成を依頼するように考えている。計画相談支援を行っていない事業所の利用者には、事業所どうしの連携による作成や、セルフプラン、市の代替プランなども含め、各々のニーズをお聞きしながらすすめていくよう考えている。

(岸谷委員)

医療的ケアについては後藤委員からも言ってもらい、障害福祉室でも考えてもらっていると信じているが、現実には交野支援学校には医療的ケアが必要な子どもが60人以上おり、寝屋川市にも多くの人がいる。しかし、高等部を卒業してからの行き場がないため、市外の事業所を利用する人も多い。こうした実態を、市はどのように考えているのか。私は、すばる・北斗福祉作業所には、中心的に担っていく役割があると思うので、市も力を入れて、一日も早くそうしたかたちにしてほしい。ショートステイも利用できない実態があるが、早急に考えてもらえれば、親ももっと豊かな気持ちで子どもに接することができると思う。

(事務局)

医療的ケアが必要な人への対応として、市内で生活できる条件整備が必要だという認識はもっており、市としてもできるだけ対応できるよう、努力はしていきたいと思っている。

(山村委員)

基幹相談支援センターの機能として書かれているピアサポートセンターについて、現在の窓口はどこか、また、ピアカウンセラーは何人いるのか。

(事務局)

現在、ピアカウンセリングは、寝屋川市民たすけあいの会で聴覚障害、視覚障害、難病の人の3人に、ピアカウンセラーとして対応してもらっている。また、みつわ会のあおぞらで、精神障害の人が電話で相談を受けており、人数は聞いていないが、複数で対応されている。窓口は、聴覚障害の人には市のFAXに申し込んでいただき、他は各事業所である。

(村井委員)

「難病の人などへのサービス提供の推進」の項に、サブワーキングを設置すると書かれているが、これは次期計画の期間中に設置されると理解してよいか。これが設置されれば、その場でいろいろな議論ができて、事業もすすむと思うので、ぜひ設置してほしい。

(事務局)

難病の人への支援はサブワーキングを設置して対応していきたいと考えており、ご意見をいただきながら、すすめていきたいと思う。

(岡部委員)

日常生活用具給付等事業では、健常の家族がいる人への給付は認めないと言われているが、そうした条件を付けずに認めてほしい。

(事務局)

日常生活用具は要綱に則って給付しており、原則として障害のある人の生活向上につながるものが前提のため、現在は家族がおられる場合は対象になっていないが、今後はいろいろなご意見をお聞きして、検討していきたい。

(岡部委員)

両親と同居していても、当事者の生活を向上するために用具が必要である。これは私ひとりの意見ではなく、市内の聴覚障害者みんなの声として、聞いてほしい。

(事務局)

承知した。

3 閉会あいさつ（榊田副委員長）

いろいろな意見に感謝する。本日は計画策定前の最後の委員会として、有意義な意見をいただいた。変化し続ける制度に対応できるよう、委員会の意見や、今後実施予定のパブリックコメントをふまえて、計画を策定してほしいと思う。

以上で、本日の案件を終了する。本日の意見は、事務局より北野委員長に伝えてもらい、計画の修正については、委員長、副委員長に一任していただきたいが、それでよいか。

（一同、異議なし）

（榊田副委員長）

承諾に感謝する。

その他の連絡事項を、事務局から伝えてほしい。

（事務局）

今後の予定について、今回の委員会でのご意見をふまえて計画素案を作成し、2月にパブリックコメントを実施する予定である。

次回の委員会は3月下旬を予定している。日程や場所は決まり次第お知らせするので、よろしく願います。なお、請求書を提出されていない方は、退出の際に願います。

（朽見委員）

パブリックコメントを実施する前に、委員に書類が届くのか。

（事務局）

修正ができた時点で、委員のみなさんに送付させていただく。

（榊田副委員長）

これで委員会を終了する。つたない司会で申し訳なかった。今後よろしく願います。

（閉会）